

一般社団法人 garyu 喀痰吸引等研修事業（第3号研修）研修要項

1 研修の目的

居宅及び障害者支援施設等において、必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成することを目的とし、研修事業を実施する。

2 実施主体

登録研修機関 一般社団法人 garyu

3 受講対象者

香川県内の障害者（児）等、サービス事業所、障害者（児）施設、訪問介護事業所、訪問入浴事業所及び通所介護事業所等で福祉サービスに従事している介護職員等（介護福祉士を含む）、特別支援学校の教員、保育士等（以下「介護職員等」という。）で、特定の者（※）に対して喀痰吸引等の行為を行う必要のある者を対象とする。ただし、医療機関で福祉サービスに従事している介護職員等は除く。

※ 特定の者の研修事業は、ALS 等の重度障害者について、利用者とのコミュニケーションなど、利用者と介護職員等との個別的な関係性が重視されるケースについて対応するものである。以下に限定されるものではないが、具体的な障害等を例示するとすれば以下のような障害等が考えられる。

＜障害名等の例＞筋萎縮性側索硬化症（ALS）又はこれに類似する神経・筋疾患、筋ジストロフィー、高位頸髄損傷、遷延性意識障害、重度心身障害等

なお、上記のような対象者であって、対象者も限定されている場合は、障害者支援施設においても「特定の者」研修を選択しうる。（「喀痰吸引等業務の施行等に係る Q&A について（その3）」平成23年12月28日付け厚生労働省から各都道府県への事務連絡）

4 研修課程

基本研修及び実地研修（別表1のとおり）とする。

なお、第3号研修の実地研修は、研修場面、実際の業務場面を通じて、同一の利用者（特定の者）に対し、同じ介護職員が喀痰吸引等を提供することから、利用者と常に関わっている看護師等を指導者として実地研修することが望ましいので、実地研修の一部を利用者と常に関わっている看護師等に指導を委託して実施する。

5 基本研修の免除

基本研修（講義）を免除することができる者は次のとおりとする。

- ①「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（特定の者対象）の実施について」（平成23年11月11日障発1111第2号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において基本研修を履修したもの
- ②平成24年度以降に登録研修機関等で実施される喀痰吸引等研修のうち第3号研修において基本研修を履修したもの
- ③第29回介護福祉士国家試験を合格（登録証 試験合格年月 平成29年3月）または、平成28年度介護福祉士養成施設を卒業された方以降の介護福祉士
- ④重度訪問介護従業者養成研修課程（統合課程）を修了したもの

なお、基本研修（演習）については、①、②、③、④に関わらず、研修受講者は、演習シミュレーター等を用いたシミュレーター演習を受講し、演習指導講師によるプロセスの評価を受けること。

6 実地研修受講の条件

基本研修後の「喀痰吸引等研修事業における筆記試験事務規程」に定める筆記試験に合格した者ならびに、「喀痰吸引等研修事業における実地研修業務規程」において、実地研修を行えると判断した者に限って受講できる。

7 講師

① 基本研修

基本研修における講師は、下記の者とする。

- ・ 講義を担う研修講師：滝川真理・長尾優子・湯浅有希子
- ・ 演習を担う研修講師：滝川真理・長尾優子・湯浅有希子

② 現場演習及び実地研修

受講希望する介護職員が在籍する事業所及び施設にて指導看護師等を準備する。なお、指導看護師等と本事業所とで「喀痰吸引等研修実地研修実施機関承諾書」により委託契約を行い、実地研修を行うこととする。

8 受講定員

5名程度とし、大勢申し込みがあった場合は、調整をする。

9 研修期間

- ① 基本研修 毎月上旬頃
- ② 実地研修 研修課程に応じて利用者及び指導者と協議のうえ、各自必要な期間とする。

10 実施場所

- ① 本研修 一般社団法人garyu 事業所 等
(高松市香南町横井 568-3)
- ② 実地研修 各利用者宅及び障害者支援施設等

11 受講料

① 基本研修の受講料 ￥12,000

② 実地研修の受講料 ￥8,000 (1受講生1利用者1医療的ケア項目あたり)

* 利用者が1人追加され、又は医療的ケアが1項目追加されるごとに、上記受講料を追加で必要とする。

* 実地研修の評価により、修了が認められなかった者で、再度実地研修を受講する場合も、再受講料として￥8,000が必要となる。

* 一旦納めた受講料については、いかなる理由があっても返金を行わない。

* 実地研修において、損害保険料は受講料に含まれず、各事業者等の負担とする。

* 実地研修において、訪問看護師等への委託指導料として、1受講生1利用者1医療的ケア項目あたり一括して5000円を支払う。

例えば、受講生 1 人に対して、利用者が 2 人いて、それぞれ医療的ケアが 2 項目ある場合、
基本研修 12,000 円 + 実地研修 (8,000 円 × 2 利用者 × 医療的ケア 2 項目) = 44,000 円

1.2 申込方法と受付期間

研修受講希望者は、下記の申込先まで F A X にて申込こと。申込者に対しては、研修 5 日前までに通知する。

申込書の配布	ホームページにてダウンロード
提出書類	受講申込書
申込期間	研修実施日の 1 週間前 18 時必着
申込先	一般社団法人 garyu 滝川 香川県高松市香南町横井 568-3 F A X 087-802-3091

1.3 留意事項

依頼、準備等するもの	内 容
①指導者 医師、看護師、保健師、助産師に限る。 ※准看護師は含まない。	受講者が実地研修を行う際、利用者の居宅等でたんの吸引等を指導する方 ※指導者は、利用者の状態を理解している者であること。 ※指導者は、喀痰吸引等研修事業（第 3 号研修）指導者養成研修を受講すること。
②実地研修実施体制整備の確認	実地研修における書面による医師の指示、利用者本人からの同意承認、事故発生時の対応、実地研修協力者等の秘密の保持等に関する規程整備がなされていること。
③たんの吸引等の実地研修に協力いただく利用者	※現在たんの吸引等をされている方で、かつ、当研修を修了した介護職員等にその行為を依頼する予定の方
④利用者からの同意書	実地研修において、たんの吸引等の実習に協力していただける利用者からの同意書
⑤利用者のかかりつけ医の書面による指示書	かかりつけ医等から指導者に、書面による必要な指示事項があること。
⑥損害保険	実地研修の際に加入すること。

1.4 指導者養成研修

研修の受講決定を受けた介護職員等に対し、実地研修において指導を行うこととなる指導者に対しての研修を行う。研修終了後に、県から認定証が発行される。

1.5 研修修了書の認定及び交付方法

本研修機関が実施する基本研修を終え、「喀痰吸引等研修事業における筆記試験事務規程」に定める

筆記試験に合格し、なおかつ実地研修を終え、実地研修の評価票が指導看護師等より提出があった者に対し、修了証明書を発行する。

1.6 受講の取り消し

次の項目に該当する者は、受講を取り消すことができる。

- (1) 学習意欲に著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者

1.7 修了者管理の方法

- (1) 修了者は修了者台帳に修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日等を記載し、香川県知事に報告する。
- (2) 修了者の出席・成績に関する書類、実習修了確認書、受講者及び修了者に関する台帳は、当法人研修事業部にて永年保管する。
- (3) (2) に掲げる物のほか、業務にかかわる関係書類は5年保存とする。
- (3) 修了証明書等の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行うことができる。

1.8 苦情・相談対応

苦情相談及び研修責任者は、滝川真理とする。

1.9 研修教材等設備調達方法

○研修テキスト（指導上の手引きを含む。）

喀痰吸引等研修テキスト（第三号研修）

○「喀痰吸引等研修 指示書」

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成24年3月5日保医発0305第1号厚生労働省保険局医療課長、歯科医療管理官通知)の別添1中、別紙様式34に定める「介護職員等喀痰吸引等指示書」

○「喀痰吸引等研修 計画書」

「喀痰吸引等業務に関する参考様式の送付について」(平成24年3月28日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡)の別添様式1『喀痰吸引等業務(特定行為業務)計画書』

○「喀痰吸引等研修 同意書」

「喀痰吸引等業務に関する参考様式の送付について」(平成24年3月28日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡)の別添様式2『喀痰吸引等業務(特定行為業務)の提供に係る同意書』

○「喀痰吸引等研修 報告書」

「喀痰吸引等業務に関する参考様式の送付について」(平成24年3月28日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡)の別添様式3『喀痰吸引等業務(特定行為業務)実施状況報告書』

○ヒヤリハット様式

「喀痰吸引等業務に関する参考様式の送付について」(平成24年3月28日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡)の別添様式4『喀痰吸引等業務(特定行為業務)ヒヤリハ

ット・アクシデント報告書』

20 資金運用方法

受講料により、講師代・会場費を賄う。収支決算に関しては、法人の規定に則り収支の処理を行う。

附則

本要項は令和3年4月1日から施行する。

附則

本要項は令和3年5月1日から施行する。(講師部分変更)

附則

本要項は令和5年1月1日から施行する。(住所変更)

附則

本要項は令和6年4月1日から施行する。(研修日の変更)

別表 1

基本研修

科 目		中 項 目	時間数
講義	重度障害児・者等の地域生活等に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法と関係法規 ・利用可能な制度 ・重度障害児・者等の地域生活 等 	2
	喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> ・呼吸について ・呼吸異常時の症状、緊急時対応 ・人工呼吸器について ・人工呼吸器に係る緊急時対応 ・喀痰吸引概説 ・口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部の吸引 ・喀痰吸引のリスク、中止要件、緊急時対応 ・喀痰吸引の手順、留意点 等 	3
	緊急時の対応及び危険防止に関する講義	<ul style="list-style-type: none"> ・健康状態の把握 ・食と排泄(消化)について ・経管栄養概説 ・胃ろう(腸ろう)と経鼻経管栄養 ・経管栄養のリスク、中止要件、緊急時対応 ・経管栄養の手順、留意点 等 	3
演習	喀痰吸引等に関する演習 (シミュレーター演習) ※当該行為のイメージをつかむこと(手順の確認等)を目的とし、研修機関講師が、評価票全ての項目について評価基準で示す手順どおりに実施したうえで、登録研修機関においても問題ないと判断されるまで実施。2 回以上再評価が必要となった場合は、次回講義から申し込みを行い、再受講する(受講料発生する)。	<ul style="list-style-type: none"> ・喀痰吸引(口腔内) ・喀痰吸引(鼻腔内) ・喀痰吸引(気管カニューレ内部) ・経管栄養(胃ろう・腸ろう) ・経管栄養(経鼻) 	1
試験	筆記試験	正解率9割以上で合格。	0.5

実地研修

医療的ケア	実施回数及び評価
口腔内の喀痰吸引	○現場演習
鼻腔内の喀痰吸引	実地研修の序盤に、実際に利用者のいる現場において、指導看護師や経験のある介護職員が行う
気管カニューレ内部の喀痰吸引	<p>喀痰吸引等を見ながら利用者ごとの手順に従って、演習シミュレーター等を用いて現場演習を実施し、プロセスの評価を行う。</p>
胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	○現場研修
経鼻経管栄養	<p>医療的ケアの行為ごとの現場研修を実施した上で、「実地研修(現場)評価票」の全ての項目について連続2回以上「実地研修(現場)評価基準」で示す手順どおりに実施したうえで、問題ないと判断されるまで実施。評価を行う際には、利用者の意見を聴取することが可能な場合は、利用者の意見も踏まえた上で評価を実施。</p>